

捕獲箱貸付の手引き

必ずお読み下さい

(問合せ先)

名古屋市緑政土木局都市農業課
名古屋市中区三の丸三丁目 1-1
名古屋市役所西庁舎 5F
Tel 972-2499 Fax 972-4141

はじめに

いわゆる「有害鳥獣駆除」は、野生鳥獣が生活環境を悪化させる場合や農林水産物などに被害を与える場合に、防鳥網・防護柵の設置、忌避剤・器具の使用、追い払い等、捕獲以外の方法では被害を防止できないときに、原則として禁止されている野生鳥獣の捕獲等を、例外として許可を受けて捕獲等を行うことができる制度です。

限定された59種の野生鳥獣が捕獲申請の対象となりますが、これらのうち、生息数が多く、被害の大きなカワラバト(ドバト)・ハシボソガラス・ハシブトガラス・ヌートリア・アライグマ・ハクビシン以外の鳥獣については、環境保全・健全な生息数維持等の観点から慎重な取扱いが求められています。

許可を受けて捕獲等を実施される方は許可証記載事項を遵守するとともに、動物愛護法などにも留意し、捕獲実施から捕獲後の鳥獣の処置まで、自らの責任で行なっていただくことになります。

捕獲箱の貸出

名古屋市では被害を受けられている方がご自身で捕獲する場合に捕獲箱を貸出しています。貸出しは、有害鳥獣捕獲許可証の交付を受けた者で、対象となる動物はアライグマ、ハクビシン、ヌートリアです。この貸出した捕獲箱でアライグマ、ハクビシンが捕獲された場合は市が引き取ります。捕獲許可以外の動物がかかったら、対象外となりますので放してください。

なお、捕獲箱は数に限りがあるのでお待ちいただく場合もあります。

捕獲箱貸出しの流れ

捕獲箱が借りたい

申請書類の入手（有害鳥獣捕獲許可、捕獲箱貸付）

捕獲箱貸付申請書、鳥獣捕獲等許可申請書、鳥獣捕獲依頼書（依頼により捕獲を行う場合に必要）、鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿（申請者が複数の場合必要）

来庁

郵送

書類の申請（都市農業課または緑区、天白区、守山区、北区（楠支所）、西区（山田支所）、港区（南陽支所）、中川区の農政担当窓口）

来庁

許可証、捕獲箱の受け渡し（都市農業課または緑区、天白区、守山区、北区（楠支所）、西区（山田支所）、港区（南陽支所）、中川区の農政担当窓口）

運搬・管理（借受者）

（アライグマ、ハクビシンの場合）＊

捕獲できた

都市農業課に電話

回収業者の手配（都市農業課）

回収（許可証・捕獲箱）

捕獲できない

来庁

捕獲箱・許可証の返却（貸し出した場所）
（捕獲箱は清掃のうえ返却）

＊ヌートリアは回収の対象としない

捕獲箱貸付申請に必要な書類一覧

様式の名称	必要なとき	添付書類
鳥獣捕獲等許可申請書	当初の申請のときに提出してください。	捕獲箱を設置する場所がわかる図面
捕獲箱貸付申請書	当初の申請のときに提出してください。	
鳥獣捕獲依頼書	依頼により捕獲を行う場合に提出してください。（例：町内会長等が自所の管理地以外の場所で捕獲する場合等）	
鳥獣捕獲等許可申請者（従事者）名簿	複数の人が捕獲をする場合に提出してください。	

有害動物捕獲箱貸付要領

(目的)

- 第 1 この要領は、野生動物による生活環境、農林水産業に係る被害が現に生じ、又は生じる恐れがある場合に、市が所有する捕獲箱（以下「捕獲箱」という。）を無料で貸付、被害防止及び軽減を図るために必要な事項を定める。

(貸付の対象者及び要件等)

- 第 2 捕獲箱の貸付の対象者及び貸付要件等は、別表による。

(対象動物)

- 第 3 捕獲対象動物は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）で捕獲を認められた哺乳類のうち、アライグマとハクビシン、ヌートリア、イノシシ等の大型動物とする。

(貸付の申請)

- 第 4 捕獲箱の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、捕獲箱貸付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

- 第 5 市長は、第 4 の規定による申請があったときは審査を行い、その結果を申請者に捕獲箱貸付通知書（様式第 2 号）により通知する。
- 2 貸付の通知を受けた申請者（以下「借受人」という。）は、捕獲箱貸出場所にて捕獲箱を受け取る。
- 3 貸付期間は貸出の日から鳥獣保護管理法第 9 条第 4 項の有効期間の終期までとする。

(管理)

- 第 6 借受人は、捕獲箱を常に良好な状態で管理し、貸付を受けた目的以外に使用し、又は他の者に転貸してはならない。
- 2 借受人は、捕獲箱を亡失又は損傷したときは、その旨を遅滞なく市長に届け出るとともに、捕獲箱の亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき事由による場合は、借受人がその損害を賠償するものとする。
- 3 対象動物が捕獲できたときは、すみやかに都市農業課に連絡するものとする。

(承認の取消し、変更及び返納命令等)

- 第 7 捕獲箱の貸付を受けようとしながら、その数に限りがあることから貸付

を受けられずに待っている者がある場合、市長は、貸出の日から 1 月間が経過した貸付に係る借受人に対し、貸付期間を変更して捕獲箱の返納を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の場合を除くほか、必要が生じたとき、又は借受人が第 6 第 1 項の規定に違反したときは、貸付の承認を取り消し、又は貸付期間を変更して捕獲箱の返納を命ずることができる。

(返納)

- 第 8 借受人は、貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により返納を命ぜられたときは、遅滞なく市長が指定する場所に捕獲箱を返却しなければならない。

- 2 市長は、借受人が捕獲箱を返却した場合、捕獲箱を点検し、不備がないかを確認する。

(事務)

- 第 9 この要領に基づく事務は、都市農業課が処理する。

(補則)

- 第 10 この要領に定めのない事項は、緑政土木局主幹（農業振興）がその都度定める。

附則 この要領は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 20 年 8 月 15 日から施行する。

附則 この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、平成 27 年 3 月 3 日から施行する。

附則 この要領は、平成 28 年 1 月 12 日から施行する。

附則 この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この要領は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。

別 表

対 象	下記のいずれかの場合 ・ 町内会長等、地域団体の代表者から申請があった場合 ・ 近隣3世帯以上の署名による申請の場合（共同申請） ただし、自宅の庭等、第三者が自由に立ち入ることのできない場所に捕獲箱を設置する場合は、申請者のみの署名でよい。（単独申請） ・ 農作物被害を受けた、農業者及び本市関係部局・団体・施設の長から申請があった場合
条 件	以下の条件をすべて満たす者 ・ 申請者の住所、捕獲場所が名古屋市内であること ・ 鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲許可証の交付（手続き中を含む）を受けていること ・ 捕獲箱の設置に関して、土地所有者等との合意ができていること ・ 捕獲に関して、周辺住民と合意ができていること ・ 借受人の自己責任で捕獲箱の運搬、管理、餌の入れ替え等ができること
台 数	1 基
期 間	貸出の日から鳥獣保護管理法第9条第4項の有効期間の終期まで。 ただし、第7第1項又は第2項の規定が適用された場合はこの限りでない。
提出書類	① 有害鳥獣捕獲許可証（借受に際して事前に取得のこと） ② 捕獲箱貸付申請書（様式第1号）

捕獲箱の大きさ（主なもの）

① アライグマ・ハクビシン用

（長さ）75cm×（幅）45cm×（高さ）45cm（重さ）約11kg

② アライグマ・ハクビシン・ヌートリア用

（長さ）82cm×（幅）26cm×（高さ）36cm（重さ）約5kg

③ イノシシ等大型動物用（事前協議が必要）

（長さ）200cm×（幅）100cm×（高さ）100cm

（いずれかの1基です。希望の捕獲箱になるとは限りません）